

学生向け

☆ 第8回 社会科見学開催！ ☆

見学場所

荒川の治水事業（荒川調節池&築堤事業） & 首都圏中央連絡自動車道（埼玉県区間）

●私たちが、安全で、安心して暮らせる地域づくり、また快適な生活と自然環境の調和の図られた地域づくり。これらを叶えるためには、“**土木の力**”による**社会資本整備が必要不可欠**です。

●そこで、将来の“土木の力”の一翼を担う皆さんに、関東地方整備局と土木学会が協力して、普段見ることが出来ない土木施設が直接見られる「社会科見学」をご用意しました。**将来の社会基盤が、間近で見られます。是非、ご参加下さい。**

- ◆開催日時 平成21年3月18日（水）
- ◆集合時間・場所 13:00 さいたま新都心合同庁舎2号館1階ロビー
- ◆解散時間・場所 17:00 JR桶川駅

見学場所① 荒川第一調節池(彩湖)&さいたま築堤事業

荒川第一調節池(彩湖)



見学場所② 首都圏中央連絡自動車道(埼玉県区間)

首都圏中央連絡自動車道 工事現場



見て聞いて 普段は行けない大規模工事を体感しよう！



見学場所位置図

■お問合せ・申し込み先(申し込みは、FAX又はメールに限らせて頂きます)

国土交通省 関東地方整備局 企画部 企画課 企画第一係 大嶋、太田
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL: 048-601-3151 (代表) (内線3166, 3169) FAX: 048-600-1372
E-mail: info@ktr.mlit.go.jp 【関東地方整備局HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/>】



■お問合せ先

社団法人 土木学会 関東支部 事務局 小熊
〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル5階
TEL: 03-3358-6620 FAX: 03-3358-6623
E-mail: kanto@jsce.or.jp 【土木学会 関東支部HP <http://www.jsce.or.jp/branch/kanto/index.html>】



荒川の治水事業

～安全に、安心して暮らせる地域に向けて～

河川事業の3本柱、**治水・利水・環境**が学べるよ！

首都圏にある広大な自然のオアシス！

この事業詳細は『荒川上流河川事務所』で検索！

■荒川第一調節池（彩湖）

荒川下流部の洪水防御と首都圏への水道用水の供給を担う荒川調節池。また、訪れる人々の憩いの空間となるように環境を重視した整備も行っています。



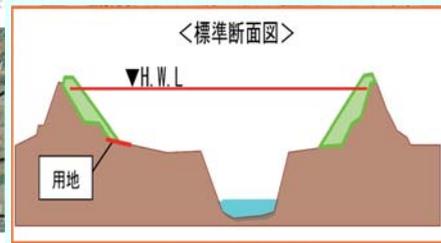
●彩湖道満グリーンパーク



●彩湖平面イメージ

■さいたま築堤事業

既存の堤防に盛土をすることにより、洪水に対し、安全で安心して暮らせる地域を目指します。



首都圏中央連絡自動車道（埼玉県区間）桶川JCT(仮称)

～首都圏と地域に活力を与える大動脈～

■首都圏中央連絡自動車道（圏央道）とは

首都圏の渋滞・環境などの課題を大きく改善する環状道路です。平成21年度に開通予定の区間を紹介します。

この事業詳細は『圏央道』で検索！

高架橋の上から整備中のジャンクション全体が眺められます！

●(仮称)桶川JCTの工事状況



H20.12撮影



★首都圏の未来を変える延長約300kmの道路、建設中！

- ※1 応募締め切りは、平成21年3月6日（金）16時です。
- ※2 参加定員は20名程度です。
- ※3 途中の移動はバスで行います。
- ※4 災害保険に加入していただきます。保険代100円は、自己負担となります。（当日徴収）
- ※5 見学会参加決定者には、3月6日（金）以降こちらからご連絡いたします。
- ※6 当日、大雨などの災害発生時には、中止させていただきます。その際は、こちらからご連絡します。
- ※7 当日の服装及び履物は、動きやすいズボンと運動靴等でお越し下さい。（ハヒール、革靴、スカートはご遠慮下さい）

【申し込み方法】

「大学名、学部・学科、学年」「氏名」「生年月日」「住所」「連絡先」を記入の上、メール又はFAXにてお知らせ下さい。（生年月日、住所は、災害保険加入手続きに利用します）⇒申込用紙をご利用ください。

＜個人情報の取扱について＞

1.個人情報の利用目的

ご提供いただいた個人情報は、国土交通省関東地方整備局と土木学会が行う、社会科見学開催のために利用致します。

2.個人情報の管理について

ご提供頂いた個人情報は、厳正な管理下で安全に取り扱います。また、収集した個人情報は、社会科見学の終了後、安全な方法をもって破棄することとし、記入者に返却はいたしません。

3.その他

その他、個人情報の取扱は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）」の規定により行います。